

函館市子ども条例の骨子（案）に対するパブリックコメント（意見公募）手続きの実施結果について

案件名	函館市子ども条例の骨子（案）
募集期間	平成２７年１０月２３日（金）～平成２７年１１月２４日（火）
担当課	子ども未来部子ども企画課
意見提出者数（実数）	個人 ２６名（１３７件），団体 ２団体（１５件）

○ 函館市子ども条例の骨子(案)に対する意見と市の考え方

※ 「意見の概要」については、原文を要約および分割して載せており、類似したご意見はまとめています。

No.	意見の概要	市の考え方
	条例全体 (39件)	
1	○ 前文では子どもを権利の主体として位置付けている「子どもの権利条例」であるが、目的以下では子どもを保護と教育の対象として捉えており、全体としては古い子ども観に基づいた、子どもの権利ではなく、支援のための条例となっている。子どもにとって大切な権利、常に子どもの最善の利益を保障するという前文の新しい子ども観に基づいた条例とすべきである。	○ 条例の制定にあたりましては、学識経験者のほか、子育てや子どもに係わる各種団体関係者、大学生、公募による市民の１９名で構成する（仮称）函館市子ども条例制定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を平成２４年７月に設置いたしました。以来、１９回にわたる活発な議論を踏まえ、平成２７年２月に条例制定検討に係る提言書が市長に提出されたところであります。
2	○ 「子どもからの視点」が欠落している。	検討委員会においては、子ども観の相違により、条例の性格について、人権の尊重と健全育成のどちらを主眼とするかなど、意見の相違もありましたが、提言書には、
3	○ 子どもの権利保護ではなく、子どもの健全育成を目的にすべきである。	「子どもを中心に据えて、子どもが安心して成長していけるまち」を創るという共通認識のもと、条例の基本理念について、
4	○ 子どもには権利があるが、それには義務が伴うことも教えるべきではない。教育には多かれ少なかれ強制力が伴う。自由という権利だけでは、子どもは健全には育たない。やって良いことと、してはいけないこと、そのけじめを教えることが大切であり、条例にはこのような育成方針を盛り込むべきである。	「市民が共有できる理念を掲げ、施策の方向を総合的に示した条例であることが望ましい。」という観点から、大きく３つ（①人権の尊重、②健全育成、③家庭での子育て支援）にまとめられています。
5	○ 「子どもの人権の尊重」と「子どもの健全育成」という両論併記の（仮称）函館市子ども条例制定検討委員会の提言を受け、取りまとめが難しい中、「子どもや子育て家庭を支援するとともに、子どもが希望を持って健やかに成長していくことができる社会の実現を目指す」内容の骨子（案）を作成したことに敬意を表するが、権利条例に繋がる、あるいは川西市や川崎市で問題となった間違っただ子どもの権利の解釈をさせかねない「子どもの最善の利益」という文言は削除すべきである。	市といたしましては、提言書を尊重し、条例の骨子（案）を策定したところであり、その性格は子どもに関する施策を推進するための理念や原則を定めた総合条例としてと考えております。
		条例に定める理念等を市民が共有し、市民の共通認識のもと、子どもの健やかな成長はもとより、子育て家庭を地域社会全体で支えていくための仕組みづくりを進めていくことが重要であると考えております。

No.	意見の概要	市の考え方
6	○ 「子どもの権利」という言葉が、ひと言もないがどうか。	○ 「子どもの権利」を巡っては、検討委員会において様々なご意見が出され、協議を重ねた結果、提言書では、「児童の権利に関する条約」が、基本的人権を基本理念に掲げる日本国憲法と軌を一にするものであることを踏まえ、市民の誰もが共有できるわかりやすい「人権の尊重」という言葉を用いております。 市といたしましては、思想信条の枠を超えて、市民全員が一体となり、子どもの健やかな成長はもとより、子育て家庭を地域社会全体で支えていくための仕組みづくりを進めていくことが大切であり、子どもも含めて、全ての市民が当事者意識を持てる条例でなければならないと考えております。
7	○ 内容から「子ども条例」というより、「子育て支援条例」が正確な条例名である。	○ 骨子（案）は、子どもが夢と希望を持ちながら、生き生きと成長するとともに、発達の段階に応じた生きる力を身に付けることができるまちづくりを推進していくという目的達成のため、全ての子どもの健やかな成長を支え、安心して子育てすることができる社会の実現を目指すものであります。 このようなことから、この条例の性格は、児童福祉、教育、健全育成など子どもに係わる取組み全般について、総合的に推進する子どものための総合条例としたいと考えており、こうした性格を踏まえ、うえて、簡潔で親しみやすい名称としたところであります。
8	○ 前文や目的にある文言は、これまでに教育や子育ての場面において語られており、重要ではあるが周知の考えである。 また、条例の核である基本計画も国の定めた子ども・子育て支援法に基づき、各種施策を網羅的に盛り込んだ「函館市子ども・子育て支援事業計画」であることを勘案すると、子ども条例を制定する意義がわからない。	○ 少子化や核家族化の進行、女性の就労機会の増大、地域のつながりの希薄化など、子どもを取り巻く状況が厳しさを増す中、今、改めて市民の共通認識を図ったうえで、子どもの健やかな成長はもとより、子育て家庭を地域社会全体で支えていくための仕組みづくりを進めていくことが重要であると考えております。
9	○ 曖昧で難しい表現になっている。子どもにもわかりやすい条文とすべきである。	○ 骨子（案）は、できるだけ解釈に疑義が生じることがないように留意し、作成したものであります。 なお、条例の広報・啓発は、子どもにもわかりやすい表現で行ってまいります。
10	○ 「努めます。」では、あまり実行力がない場合に用いられる印象なので、全力で実現のために尽くしますというようなもう少し力強い表現とすべきである。	○ 「努めます。」につきましては、最大限の努力をするという意味で用いており、条例の推進に積極的に取り組んでまいります。

No.	意見の概要	市の考え方
11	○ 「市長」と「市」を使い分けているのか。統一できないのか。	○ 計画の策定など市長の権限として行うものについては「市長」と、また、市として実施するものについては「市」と、使い分けております。
	1 前文 (10件)	
12	○ 「子ども」だと特定の子どもに限定させるおそれがあるため、「すべての子ども」とすべきである。	○ 貴重なご意見・ご提言として、条例の制定にあたり、参考とさせていただきます。
13	○ 「子どもは家族の宝であると同じく、国家・社会を担う次世代の宝である。」旨を加えるべきである。	
14	○ 「児童の権利に関する条約」の理念に基づくのであれば、「子どもの最善の利益」という言葉を盛り込むとともに、子ども自身が主体的に生きることのできる社会を共に創るという視点が必要である。	○ 「子どもの最善の利益」については、「児童の権利に関する条約」の理念のひとつであり、「子どもの視点に立ち、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、子どもの幸せを第一に考える。」という意味合いをもつものと考えております。 前文においては、「児童の権利に関する条約の理念」という表現で、総括的に盛り込んでおり、条例の本文では、「4 基本理念」の「人権の尊重」の中で、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指して」という表現でより具体的な形で盛り込んでおります。
	2 目的 (5件)	
15	○ 「生きる力」は、抽象的であることから、知・徳・体とすべきである。	○ 貴重なご意見・ご提言として、条例の制定にあたり、参考とさせていただきます。
16	○ 「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえた表現とすべきである。	○ 子どもが、「夢と希望を持ちながら生き生きと成長する」という表現は、「児童の権利に関する条約」が目指している「子どもの人権の尊重に基づく、最善の利益の実現」が重要であるとの考えから、このような文言としたところであります。
	3 定義 (5件)	
17	○ 大人や社会環境、施設関係者についても定義すべきである。	○ 貴重なご意見・ご提言として、条例の制定にあたり、参考とさせていただきます。
18	○ 「学校等」で定義している「もの」が設置者や職員を示すのか、施設なのか不明である。	○ 「施設」を示しております。

No.	意見の概要	市の考え方
	4 基本理念 (16件)	
19	○ 「子育て支援」を前提とした基本理念であり、前文に掲げた「日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念に基づく」視点が貫かれていない。	○ 「人権の尊重」を基本理念に掲げており、日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念に基づいているものと考えます。
20	○ ですます調の中に、「～すること。」のような体言止めがあることが気になる。	○ 貴重なご意見・ご提言として、条例の制定にあたり、参考とさせていただきます。
	(1)人権の尊重	
21	○ 「いじめ、虐待」だけでなく、「体罰、差別、性暴力」についても加えるべきである。	
	(2)子どもの育ちへの支援	
22	○ 大人側からの健全育成が強調され、子どもの声を聴くという視点が欠けている。	○ 子ども一人一人の個性や自分らしさが認められ、子ども自身が健全に成長することができるよう支援することが趣旨ですが、その実現のためには、子どもの声を聴くという視点も大切であると考えております。
23	○ 「生きる力」は、抽象的であることから、知・徳・体とすべきである。	○ 貴重なご意見・ご提言として、条例の制定にあたり、参考とさせていただきます。
	(3)子育て家庭への支援	
24	○ 安心して子育てできる環境整備が大事であることを盛り込むべきである。	○ 「20 子育て家庭の支援」の項目に、保護者が子どもを育てやすい環境の整備に努める旨を規定しております。
	5 市の責務 (2件)	
25	○ 「地域環境の支援」を加えるべきである。	○ 貴重なご意見・ご提言として、今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。
26	○ 法律を上回る就学支援や養護の義務を規定すべきである。	
	6 保護者の役割 (1件)	
27	○ 「家庭教育のなかで、公共心・公共物を大切にする。」旨を加えるべきである。	

No.	意見の概要	市の考え方
	7 学校等の役割 (2件)	
28	○ 「学校教育のなかで、公共心・公共物を大切にする。」旨を加えるべきである。	○ 貴重なご意見・ご提言として、今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。
29	○ 「調和のとれた生きる力を身に付けることができるよう努めるものとします。」と規定しているが、部活動の時間を減らすなど現状を変えなければ難しい。	
	8 地域住民の役割 (0件)	
	9 事業者の役割 (1件)	
30	○ 「就業する（アルバイトも含む）子ども自身の権利を保護し、働く環境を整備する」旨を加えるべきである。	○ 貴重なご意見・ご提言として、今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。
	5（市の責務）～9（事業者の役割）（8件）	
31	○ 責務は市のみならず、すべての大人にかかるものである。	○ この条例は、子どもに係わる市民が、それぞれの役割を認識し、力を合わせながら、子どもや子育て家庭への支援に取り組んでいくための旗印として制定するものであり、市民一人一人の主体的な行動を期待しているものであります。 そのため、条例という形式をとっておりますが、市民に対して法律以上の責任を求めるものではありません。 また、条例制定後は、条例の推進に向け、広報・啓発に努めてまいります。 なお、「努めるものとする」は、そのように努力していくことを原則や方針とする場合に、「努めなければならない」は、努力を強く求める場合に用いております。ここでは、原則や方針を規定していることから、「努めるものとする」と表現したところであります。
32	○ 市民、特に保護者に法律以上の責任を求めるのは適切ではない。	
33	○ 法律で要請されている保護者・学校・行政の役割と重複しており必要ない。	
34	○ 責務は、基本理念にのっとり定められるものである。基本理念の主体を、前文に掲げる日本国憲法ならびに児童の権利に関する条約の理念に基づき「子ども」とし、市の責務および保護者等の役割を明らかにし、「努めるものとする」ではなく、「努めなければならない」とすべきである。	
35	○ 役割が抽象的で具体的にどういうことをするのかわかりづらい。	○ 骨子（案）は、できるだけ解釈に疑義が生じることがないように留意し、作成したものであります。 なお、条例の広報・啓発は、子どもにもわかりやすい表現で行ってまいります。
36	○ ジェンダーバイアスを解消するため、「保護者の役割」、「学校等の役割」、「事業者の役割」に、「男女共同参画の理念に基づき」という文言を加えるべきである。男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられている。	○ 貴重なご意見・ご提言として、今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。

No.	意見の概要	市の考え方
37	10 市，保護者，学校等，地域住民および事業主の協力および連携 (1件) ○ 子どもに関するあらゆる課題・問題について解決の道を開くものにならないければ、条例を制定する意味が全くないことから、目的に示した市の責務や保護者等の役割について、より具体的に明らかにし、公に提起し、円滑かつ有効な連携・協力が可能となる新システムの設立の実現を導くことのできる条例の項目を付加すべきである。	○ この条例は、子どもに係わる市民が、それぞれの役割を認識し、力を合わせながら、取り組んでいくための旗印として制定するものであり、市民一人一人の主体的な行動を期待しているものであります。 条例制定後は、条例の目的や内容についての広報・啓発に努め、条例の目的である子どもが、夢と希望を持ちながら生き生きと成長するとともに、発達の段階に応じた生きる力を身に付けることができるまちづくりの推進に努めます。
38 39 40	11 基本計画 (5件) ○ 「基本計画」は、条例本文に位置付けるものではなく、最後に補足説明的に載せるべきである。 ○ 「函館市子ども・子育て支援事業計画」では、この条例独自の基本計画が策定されないことになり、前文に謳われた理念の実現とはいえず、何のために条例を制定したのかさえわからなくなってしまふ。 ○ 計画は、毎年検証し見直しすべきものである以上、様々な視点からの検証が必要であり、条例の当事者である子どもやその代理人である保護者の声も反映させなければ、真に子どもの健やかな成長発達を保障できる計画にならないことから、策定に当たっては、関係部署および専門家・有識者などで構成する基本計画策定委員会を設置すべきである。	○ 基本計画は、本条例を推進していくために必要なものであると考えます。 市においては、本条例の目的である子どもや子育て家庭への支援に対する考え方が同じであり、それらに基づくあらゆる施策が掲載されている「函館市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：H27年度～H31年度）」が策定されているため、同計画を本条例の基本計画と見なすものであります。 なお、同計画については、学識経験者のほか、保護者や子どもに係わる各種団体関係者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、公募による市民で構成する函館市子ども・子育て会議による審議を経て策定したものであり、計画の進捗状況についても、毎年、同会議で調査・審議してまいります。
41	12 子どもが安全にかつ安心して暮らすことができる環境の整備等 (1件) ○ 他の自治体よりも厳しい「青少年保護育成条例」を策定し、家庭・社会が一体となり、子どもを守ることを市の特徴として全国的に広報しても問題ではないと思う。	○ 貴重なご意見・ご提言として、今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。

No.	意見の概要	市の考え方
	13 いじめ等への対応 (4件)	
42	○ いじめは、教育現場で起きることが多いが、根底にある素地は家庭環境と社会環境であることを認識しなければならない。	○ 貴重なご意見・ご提言として、今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。
43	○ いじめ等は、被害者も加害者もつくらないという観点で条例を作るべきである。	
44	○ いじめ発見義務化ではなく、いじめは悪いから監視して摘発するという発想を改め、いじめの背景にある大人社会のゆがみ是正という視点が必要である。	
45	○ 項目に「差別、性暴力」を加えるとともに、本文も「いじめ、体罰、差別、虐待、性暴力」と変更すべきである。	○ 「13 いじめ等への対応」の項目に、含まれているものと考えます。
	14 子どもからの相談 (10件)	
46	○ 子どもたちが遊べる民間施設が必要である。施設での関わり合いのなかで関係が深まり、子どもたちが悩み事などを相談できるようになることも大切である。	○ 貴重なご意見・ご提言として、今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。
47	○ 「体制の充実」とあるが、具体的にどのようなにするのか不明である。	
48	○ 相談窓口は、常設の第三者機関の設置が望ましい。また、相談者は子どもに限定せず、保護者等代理人も含むものとし、様々なツール、方法でのアクセスを可能とし、速やかに他機関との連携が可能なシステムの構築が必要である。子どもの問題は常に緊急であり、ひとつ解決の手段を間違えば、子どもの未来にまで大きな影響を与える。より多面的な視点で問題を捉え、速やかな解決に導く人的環境の整備が必要である。	
49	○ 昔は、不登校の児童・生徒に対するきめ細かな教育と指導が行われていた。施設の設備も充実していた。	○ 貴重なご意見・ご提言として、今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。
50	○ 「生きる力」は抽象的であることから、避けるべきである。	○ 貴重なご意見・ご提言として、条例の制定にあたり、参考とさせていただきます。
51	○ 学校等で定義している「子どもが通学したり、入所または利用する」施設は、多岐にわたっていることから、「教育」に限定せず、「子どもたちが学び育つ」環境全体を網羅するものにしてほしい。	

No.	意見の概要	市の考え方
52	16 地域住民との交流の促進等 (1件) ○ 意図的につくられた交流ではなく、町会等における住民との日常的な交流から始めるのが自然である。	○ 貴重なご意見・ご提言として、今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。
53	17 子どもが安心して過ごすことができる場所等 (3件) ○ 「場所」よりも「居場所」の方が良い。	
54	○ 場所の設置に際しては、高齢者などから意見を聞くことが効率的である。	
55	○ 「深い喪失感をケアする場を設ける。」を加えるべきである。	
56	18 子どもの社会参加 (9件) ○ いきなり社会参加するのは、発達途中の子どもにはいささか危険であることから、日本の伝統文化や風俗、さらには寺社の文化を学んだのち、参加すべきである。	○ 子どもの声を聴くことは、条例を推進していくうえで重要なことであります。 条例制定後においては、子どもの発達段階に応じ、様々な手法や場の設定等により、意見表明および参加の機会を確保するよう取り組んでまいります。
57	○ 子ども会議の開催等、子どもが意見を表明したり、参加する機会が必要である。	
58	○ 子どもが自主的に活動できる機会が必要である。	
59	○ 「意見を表明する権利を有する。」旨を盛り込むべきである。	
60	○ 子どもといっても、乳幼児から18歳までいるが、どのような仕組みで、子どもの意見を市政に反映させようとしているのかが見えない。	
61	○ 子どもによる市政、特に教育行政や学校運営への意見表明権保障、教師の自主性を保障した主権者教育保障規定が不可欠である。	○ 貴重なご意見・ご提言として、今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。
62	19 障がいのある子どもの支援 (1件) ○ 特別支援教育が立ち遅れているように感じる。昔は、不登校の児童・生徒に対し、教育と医療がバランスよく行われていた。	

No.	意見の概要	市の考え方
	20 子育て家庭の支援 (2件)	
63	○ 全家庭を支援対象としているが、これでは財政が破綻する。支援対象は、経済的、環境的に困難な状況にあるひとり親家庭を基本とすべきである。	○ 貴重なご意見・ご提言として、今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。
64	○ ひとり親家庭の親の職場環境の整備も行うべきである。	
	21 広報および啓発 (6件)	
65	○ 子ども自身が理解できる文章を個別に作成する必要がある。	○ 条例とは別に子ども用のリーフレットを作成し、親しみやすく、わかりやすい広報・啓発に努めてまいります。
66	○ 子どもの権利や人権についての市民理解を深める教育、学習等の事業を実施すべきである。	○ 貴重なご意見・ご提言として、今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。
67	○ 18歳選挙権が発効されるので、「18歳になるまでに主権者としての教育を受ける権利を有する。」のような文言を盛り込むべきである。	
68	○ 広報および啓発の対象が、「子どもと子育て家庭の支援」になっているが、「児童の権利に関する条約と子ども条例」を加えるべきである。	○ 条例の目的を踏まえ、子どもや子育て家庭の支援と表記しておりますが、当然、条例全般にわたって広報および啓発を行います。
	22 財政上の措置 (0件)	
	23 委任 (10件)	
69	○ 市長の権限が大きすぎる。	○ 条例で規定しない事項を、市長に委任することは一般的ですが、市長の権限で全てのことを決めるのではなく、基本計画の進捗状況については、毎年、函館市子ども・子育て会議で調査・審議してまいります。
70	○ トップダウンではなく、有識者・専門家を含めた委員会を設置すべきである。 また、この条例が子どもたちにとって有効に機能しているか否かをチェックし、子どもたちが笑顔に輝けるために全ての市民が一緒に作りあげていくことができるよう、この条例の推進・進捗状況などを定期的に検証する第三者機関も設置すべきである。	
	24 施行期日 (0件)	

No.	意見の概要	市の考え方
	その他 (5件)	
71	○ 骨子（案）の段階でパブリックコメントを求める趣旨が疑問である。条例（案）の段階ですべきである。	○ 条例の制定作業を進めるにあたり、より多くの皆様から、多様なご意見をいただき、可能な限り条例に盛り込むことを目的として、ある程度の案が準備できた段階（骨子（案））でパブリック・コメントを実施したものであります。
72	○ 子ども・保護者の保育園・幼稚園・学童保育利用権を規定するとともに、経済的理由でこれらの利用が妨げられないよう、その負担は保護者の所得に応じ極小化に努めることも規定すべきである。	○ 貴重なご意見・ご提言として、今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。
73	○ 子どもが夢と希望を持ち、平和な函館のまちでのびのびと明るく健康に過ごせるよう、この条例がより充実し、生かされていくことを願っている。	○ ご意見の趣旨を充分理解し、条例施行後は、条例の目的である子どもが、夢と希望を持ちながら生き生きと成長するとともに、発達の段階に応じた生きる力を身に付けることができるまちづくりの推進に努めてまいります。
74	○ 子どもにとって本当に有効な、幸せにできる条例を策定していただきたい。	
75	○ 家庭の貧困が子どもの貧困と連動しているので、市民の生活が守られる施策のもと、子ども条例が制定されることを強く望む。	

意見等を考慮した結果の修正案	意見による修正はありません。
結果の配布場所	子ども未来部子ども企画課（市役所本庁舎3階）
お問い合わせ先	子ども未来部子ども企画課 TEL：0138-21-3946 FAX：0138-26-6657 E-Mail：kodomokikaku@city.hakodate.hokkaido.jp